**届出対象の判定フロー**

**製造業など24業種（製造業、燃料小売業など）を営んでいますか？か？**

**届　出　は　不　要　で　す**

**ＮＯ**

**ＹＥＳ**

**会社全体で常時使用される従業員数が21人以上ですか？※1**

**ＮＯ**

**ＹＥＳ**

**第一種管理化学物質の年間取扱量は１トン※2（0.5トン※3）**

**以上ですか？**

**ＮＯ**

**ＮＯ**

**ＹＥＳ**

**化管法で定める特別要件を満たす施設がありますか？※4**

**ＮＯ**

**ＹＥＳ**

**①（化管法）「第一種指定化学物質の排出量・移動量」及び、**

**②（府条例）「第一種管理化学物質の排出量・移動量・取扱量」の届出が必要です**

**さらに**

このリーフレットは1,500部作成し、一部あたりの単価は○○円です。

**事業所の従業員数が50人以上の場合**

**③（府条例）「化学物質管理計画書」及び、**

**④（府条例）「化学物質管理目標決定及び達成状況」の届出が必要です**

※1：常時使用する従業員とは、排出量等の把握対象年度（届出前年度）の4月1日時点で1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者(正社員(他企業への派遣者は除く)、嘱託・パート・アルバイト、他企業からの派遣・出向者)又は、把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者を指します。なお、常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

※2：揮発性有機化合物(VOC)（府条例施行規則第 50 条の５）は、該当する物質の年間取扱量合計が1トン以上。

※3：化管法の特定第一種指定化学物質（鉛及びその化合物、ベンゼン等）は0.5トン以上。

※4：特別要件を満たす施設（廃棄物焼却炉など）のみ該当する場合は、府条例に基づく届出（**②**、**③**、**④**）は不要。